

別紙

防災査察実施件数・是正指導対象件数

※()内の数値は、うち土木事務所実施分

建物用途	防災査察実施件数	是正指導対象件数	主な違反内容
旅館	5(1)	5(1)	・排煙設備の排煙口が物品で塞がれていることにより機能しない。 ・非常用照明の蓄電池が切れている。等
病院	1	0	
学校	1	1	・定期報告で指摘されている箇所の是正がされていない。等
集会所	3(2)	3(2)	・定期報告の提出がない。 ・非常用照明の蓄電池が切れている。等
児童福祉施設等	1(1)	1(1)	・定期報告の提出がない。等
物品販売店舗	1(1)	1(1)	・排煙設備の窓の手動開放装置が容易に操作できない。等
アーケード	1	1	・建築確認の手続きを行わずに屋根をかけている部分がある。
工場	1	1	・建物の一部で用途が変更されているが、異種用途区画がされていない。等
合計	14(5)	13(5)	